

離島振興基本方針について

国土交通省 国土政策局

離島振興課

平成24年10月

離島振興基本方針の策定について①

離島振興基本方針

- ・離島振興法第3条に基づき、国が離島振興対策実施地域の振興を図るため、離島振興基本方針を策定
- ・離島振興の意義及び方向に関する事項、都道府県が離島振興計画の策定を行う際の指針等を記載

離島振興法の体系

離島振興対策実施地域の指定

【国土交通大臣、
総務大臣、農林
水産大臣】

地域の指定、公
示

意見

【国土審議会】

離島振興に関する
重要事項の調査審
議、関係行政機関
の長への意見具申

意見

離島振興基本方針の策定

【主務大臣 ※】

離島振興基本
方針の策定、公
表

協議

関係行
政機関
の長

新基本方針の策定スケジュール

- 7月～10月 骨子案作成
- 10月31日 離島振興分科会（骨子案）
- 11月～1月 本体案作成
- 1月末 離島振興分科会（本体案）
- 2月 官報告示

離島振興計画の策定

【市町村】

離島振興
計画(案)
の作成

【都道府県】

市町村計画(案)
を反映し、離島振
興計画を策定

【主務大臣 ※】へ
計画を提出

【主務大臣 ※】

関係行政機関の
長へ計画を通知

意見

関係行政機関の長

【主務大臣 ※】

離島振興基本方
針への適合確認
(適合の場合、そ
の旨都道府県に
通知)

※【主務大臣】は国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣

離島振興基本方針の策定について②

離島振興基本方針の内容

- ・離島振興法の目的規定等の改正内容を踏まえつつ、離島振興基本方針に定めるべき各事項(法第3条第2項)について記述
- ・現行の離島振興基本方針等の記述内容も考慮して記述

離島振興法の改正内容

<目的規定(第1条)に係る改正>

- ①離島の国家的国民的役割の明確化
 - ・離島が我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っている旨規定
- ②離島の置かれた現状と背景の明確化
 - ・四方を海等に囲まれていること、人口減少の長期継続、高齢化の急速な進展等、他の地域に比較して厳しい自然的社会的条件下にある旨規定
- ③離島振興の目的の拡大
 - ・人の往来・生活物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額である状況の改善、産業基盤・生活環境等に関する地域格差の是正、地域間交流の促進、無人島の増加や人口の大幅減少の防止、定住の促進を図る旨規定

<基本方針の各事項(第3条第2項)に係る改正>

- ①項目の追加
 - ・就業促進、介護サービスの確保、環境保全、再生可能エネルギーの利用、人材の確保・育成
- ②例示の追加
 - ・人の往来・物資の流通に要する費用の低廉化、妊婦への支援、子どもの修学支援、地震・津波防災

現行の離島振興基本方針 等

基本方針骨子案の構成

1. 序文
 - 離島の現状と課題、基本方針の位置づけ等を記述
2. 離島振興の意義及び方向
 - ・離島振興の意義
 - ・離島振興の方向
 - 定住促進等を目的として離島振興施策を講じていくことの必要性及びその方向性を記述
3. 国の支援の基本的考え方
 - ・国の責務
 - ・国による財政支援、情報提供等
 - ・離島活性化交付金等事業計画
 - ・国による法律運用上の配慮
 - ・離島特別区域制度の整備
 - 国の考え方を記述
4. 法第4条に規定する離島振興計画の策定に当たって指針となるべき基本的事項
 - ・交通通信
 - ・産業振興 等
 - 各分野における指針を記述
5. 離島の振興に関するその他の事項
 - ・実施状況のフォローアップ
 - ・国土審議会への報告
 - その他の留意点を記述

主務省庁による検討、調整

離島振興基本方針 骨子(案)の概要①

1. 序文

- 離島の厳しい現状や生活環境等に係る地域格差、離島振興法の改正ポイント、国が法第3条に基づき策定する基本方針の位置づけ等を記述。

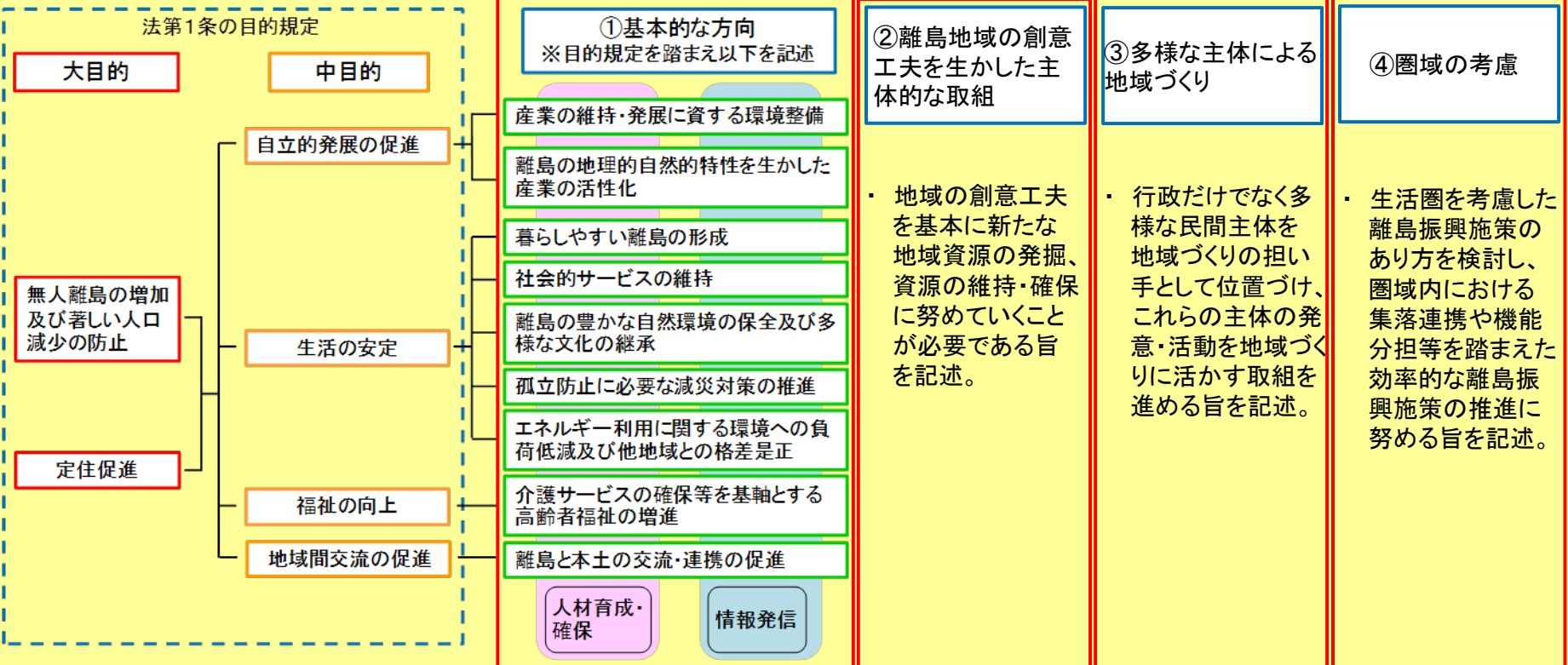
2. 離島振興の意義及び方向

(1) 離島振興の意義

- 離島は、地域格差の是正等の様々な課題を抱えていることから、離島の無人化及び著しい人口の減少防止並びに定住促進等を目的として、引き続き離島の振興のための特別の措置を講じていく必要がある旨を記述。
- 離島は、国家的国民的役割を担っており、これらの役割を継続的に担っていくためにも、定住促進等を図っていく必要がある旨を記述。

(2) 離島振興の方向

法第1条の目的規定



離島振興基本方針 骨子(案)の概要②

3. 国の支援の基本的考え方

- (1) 国の責務
 - ・ 国は法の基本理念に則した所要の施策を責任を持って推進する旨を記述。
- (2) 国による財政支援、情報提供等
 - ・ 国は、離島の自立的発展に留意しつつ、地域が選択可能な支援措置の整備に努める旨を記述。
- (3) 離島活性化交付金等事業計画
 - ・ 国は、毎年度、事業計画に位置づけられた事業及びその他の活性化に資する事業等を公表することにより、関係者への周知を図るなどして関連事業等を着実に推進する旨を記述。
- (4) 国による法律運用上の配慮
 - ・ 自然公園法や農地法等において、離島振興計画に基づく事業に関する各種の開発の許可、届出等については、可能な限り運用面で配慮していくこととする旨を記述。
- (5) 離島特別区域制度の整備
 - ・ 規制の特例措置などを適用する離島特別区域制度の創設について総合的に検討する旨を記述。

5. 離島の振興に関するその他の事項

- ・ 離島振興計画の実施状況のフォローアップに関する事項を記述。
- ・ 国土審議会への報告に関する事項を記述。

4. 法第4条に規定する離島振興計画の策定に当たって指針となるべき基本的事項

- (1) 交通通信の確保
- (2) 農林水産業、商工業等の産業振興・資源開発の促進
- (3) 雇用機会の拡充、職業能力の開発その他の就業促進
- (4) 生活環境の整備(廃棄物の減量その他その適正な処理を含む。)
- (5) 医療の確保等(妊婦支援を含む。)
- (6) 介護サービスの確保等
- (7) 高齢者の福祉その他の福祉の増進
- (8) 教育及び文化の振興(子どもの修学機会確保・支援を含む。)
- (9) 観光の開発
- (10) 国内及び国外の地域との交流の促進
- (11) 自然環境の保全及び再生
- (12) 再生可能エネルギーの利用その他のエネルギー対策
- (13) 防災対策
- (14) 人材の確保・育成